令和３年８月２５日

**大山口小学校区まちづくり協議会規約について**

　　この規約（草案）を作るにあたって、第１７回設立準備会資料にあります　中東地区（山口県下関市ちゅうとう地区・２中学校区人口２３千人）まちづくり協議会規約を下地にして、さらに詳細な規定といたしました。下地に比較的大きな規模のまちづくり協議会の規約を選択し、さらに詳細な規定を加えることによって、会議上程後の再検討の必要な新たな仕組み・規定等の追加が生じることは極力避け、変更に際しては、概ね削除で対応できるよういたしました。

**この規約の特徴**

・会員は、個人及び団体としています。

　準備会委員は、地域団体と公募委員で構成されておりますが、これに合わせました。

・総会参加者を代議員とする代議員制で会員すべてが総会に参加できる制度ではありません。

個人と団体が会員に混在しておりますので、代議員制は合理性があると考えます。

代議員制のメリットとしては、この会にとってより適任である者を代議員として選出することができること、会員が多い場合、代議員だけが総会に出席すれば良いため、総会の成立要件を満たすための労力が大幅に軽減されること、効率的な議論が可能であること、会場の選択の幅が拡がるなどがあげられます。

・運営委員会が実質的な執行責任機関です。

会社ならばいわゆる経営会議で外部取締役を除く執行役員の会議に相当します。

・役員会は、組織図でわかるとおりなくとも進む体制です。

会社では取締役会に似ていますが会社法があるわけでも外部取締役もいないので1回も開かなくても問題はありません。

問題・事故が生じた場合など（恐らく定期開催になる）運営委員会よりも出席者が少数ですので、機動的対応が可能です。

・部会は、実際の活動機関になります。

**草案での注意事項**

・規約内で、本文中の条番号の記載において見出しを加えていますが、条の追加、削除、移動により条番号に変更が生じた際の条番号がずれる誤りを見つけやすくするためで、起案時には削除いたします。

・この草案は、8月24日開催のまちづくり協議会準備会事務局会議では、第１０章　部会　までの説明を終わっています。

大山口小学校区まちづくり協議会規約(草案)

第１章　総則

（名称）

第１条　この会は、大山口小学校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

※この略称規定の部分は、次の説明のとおりです。

（例Ａ）この会は、大山口小学校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（例Ｂ）この会は、大山口小学校区まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

（例Ｃ）この会は、大山口小学校区まちづくり協議会と称する。

例Ａは、既存のまちづくり協議会がおしなべて採用。準備会規約は、「本会は、大山口小学校区まちづくり協議会準備会（以下「準備会」という。）と称する。」と規定しています。

例Ｂは、自治会等の規約に多いかたちです。

例Ｃは、この会・本会・当会・この法人・当法人・当会社でＮＰＯ法人・一般社団法人・会社で最も一般的です。

この草案では、既存の多くのまちづくり協議会規約にあわせて例Ａを採用しました。あわせて、近年一般的な「この会」を採用しました。

（事務所）

第２条　協議会の事務所は、千葉県白井市大山口２丁目２番１号の白井市立大山口小学校内に置く。

（区域）

第３条　協議会の区域は、白井市立大山口小学校区（白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成２年教育委員会規則第３号）別表に定める白井市立大山口小学校の通学区域をいう。）とする。

（構成員）

第４条　協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

（１）区域内に居住する者

（２）区域内で活動する市⺠活動団体等

（３）区域内で事業を営む者又は区域内に存する事業所に勤務する者

（４）区域内に存する学校等に通う者

（５）その他会長の認める者及び団体等

第２章　目的及び活動

（目的）

第５条　協議会は、構成員相互が協力・連携し地域の課題解決や魅力の創出により、「世代をこえて支え合う笑顔あふれるまち」の実現を目指したまちづくりを推進することを目的とします。

※内日（うつい）地区まちづくり協議会では

協議会は、構成員相互の交流と親睦を図り、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを目指し、自主的かつ主体的に活動を行うことを目的とする。

とあります。「自主的かつ主体的に活動を行うことを目的とする」といった表現は他の協議会にも見られますので上述の草案にこれを加えると以下のようになります。

協議会は、構成員相互が協力・連携し地域の課題解決や魅力の創出により、「世代をこえて支え合う笑顔あふれるまち」の実現を目指したまちづくりを推進することを目的とし自主的かつ主体的に地域自治の活動を行うものとする。

目的の条文については、協議をお願い致します。

（事業）

第６条　協議会は、第５条（目的）の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）防災、防犯及び交通安全等に関する事業

（２）福祉及び健康づくり等に関する事業

（３）環境美化及び環境保全等に関する事業

（４）地区住民の交流又は連帯に関する事業

（５）地区の団体及び人材育成に関する事業

（６）上記に掲げる事業に関する情報提供事業

（７）その他協議会が目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（会員）

第７条　会員とは、構成員のうち協議会の趣旨に賛同して入会した個人及び団体をいう。

２　入会は、会長の承認を得るものとする。

３　会員は、役員を除き、第４３条（部会の設置）に掲げる部会のいずれかに所属するものとする。

※会員を個人及び団体としています。

　入会を会長承認として随時入会を可能としています。

（会員の資格の喪失）

第８条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡したとき。

（３）会員である団体が消滅したとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第９条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１０条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この規約等に違反したとき。

（２）協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

※草案では、除名は総会の議決としていますが、運営委員会、役員会とすることも可能です。

第４章　役員

（役員の選任）

第１１条　協議会に次の役員を置く。

（１）会長１名

（２）副会長２名

（３）事務局長１名

（４）会計１名

（５）部会長４名

（６）監事２名

２　部会長を除く役員は、総会において選任する。

３　監事は、他の役員 及び第１８条（総会の構成）に規定する代議員を兼ねることはできない。

（役員の任務）

第１２条　会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

３　事務局長は、協議会の事務局を総括する。

４　会計は、協議会の会計を担当する。

５　部会長は、担当する部を総括し、事業の企画・運営を行う。また、部会の事業を役員へ報告するとともに、各種施策を建議、実施する。

６　監事は、協議会の会計及び事業を監査し、総会に監査報告する。

（役員の任期）

第１３条　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、任期終了後においても、後任者が選任されるまで在任する。

３　欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５章　顧問

（顧問）

第１４条　協議会に顧問を置くことができる。

２　顧問は、総会の同意を経て会長が委嘱する。

３　顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

第６章　会議

（会議）

第１５条　協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

２　会議は、構成員に対し原則公開とし、次の者は傍聴できる。

（１）構成員に対しては議長が認めた者

（２）構成員以外に対しては会長が認めた者

※市職員、市議会議員等の傍聴に対応します。

３　会⻑が必要と認めた場合には、会議を非公開とすることができる。

４　議長は、傍聴人が全体会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

第７章　総会

（総会）

第１６条　総会は、協議会の最高議決機関とする。

（総会の種類）

第１７条　総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第１８条　総会は、代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。

（１）監事を除く役員である者

（２）団体会員である者

（３）個人会員で、部会長の推薦により運営委員会が認めた者

※中東地区まちづくり協議会の規定

（２）別表１に掲げる協議会を構成する団体等から推薦された者

（３）公募により部会に所属し、部会長の推薦により運営委員会で認めた者

２　監事は、前項第１号の規定にかかわらず総会に出席することができる。ただし、表決権はない。

３　代議員は５０名以内とし、任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

* 参考に、内日地区まちづくり協議会では５０名、中東地区まちづくり協議会では２００名です。

４　前項の規定にかかわらず、任期終了後も後任者が選任されるまで在任する。

※　代議員制のメリットとしては、この会にとってより適任である者を代議員として選出することができること、会員が多い場合、代議員だけが総会に出席すれば良いため、総会の成立要件を満たすための労力が大幅に軽減されること、効率的な議論が可能であること、会場の選択の幅が拡がるなどがあげられます。

（総会の開催）

第１９条　通常総会は、年１回開催とし、毎年会計年度終了後、概ね２か月以内に開催するものとする。

２　臨時総会は、会長が必要と認める場合又は代議員の３分の１以上の請求があった場合に開催するものとする。

（総会の招集）

第２０条　総会は、会長が招集する。

２　総会を招集するには、少なくとも会議を開催する１週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に通知しなければならない。

（総会の議長）

第２１条　総会の議長は、その総会に出席した代議員の中から選出する。

（総会の審議事項）

第２２条　総会は、次の事項を審議し、議決する。

（１）事業計画及び収支予算並びに変更に関する事項

（２）事業報告及び収支決算に関する事項

（３）まちづくり計画の策定及び見直しに関する事項

（４）役員の選任及び解任に関する事項

（５）規約の改定に関する事項

（６）その他会務運営に関する重要事項

（総会の定足数）

第２３条　総会の開催は、代議員の２分の１以上の出席を要する。

（総会の議決）

第２４条　総会の議事は、出席代議員の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

※中東まちづくり協議会規約では、次の但し書きが有ります。

ただし、第２３条第４号及び第５号については、出席代議員の３分の２以上の同意を必要とする。

この草案では、審議事項の全てについて２分の１以上の同意を必要とするとしました。

２　代議員が総会の目的である事項について提案した場合において、代議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会の表決権等）

第２５条　代議員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定によって表決した代議員は、第２３条（総会の定足数）、第２４条（総会の議決）第１項、第２６条（総会の議事録）第３号の摘要については、総会に出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第２６条　総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

（１）日時

（２）場所（当該場所に存しない者が出席した場合における当該出席の方法を含む）

（３）代議員総数及び出席代議員数

（４）審議事項及び議決事項

（５）議事の経過の概要及び議決の結果

（６）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人２名が記名押印又は署名しなければならない。

※既存の各まちづくり協議会規約では、総会及び運営委員会議事録において見た限り全て署名押印（民間では署名捺印）とありますが、総会、運営委員会とも記名押印又は署名としました。理由は、すべての文字をワープロを使いきれいにしたいこと、氏名に旧字があり戸籍謄本と住民票が異なる場合の、自署した場合の相違を避けるためです。署名は、直ちに、議事録を作成する場合、印鑑を持っていなくとも済むようにするためです。あえて、根拠を示すと、旧商法では、２４４条３項において株主総会議事録を作成する場合に「議長と出席した取締役の署名か記名押印」です。上述の理由により記名押印を勧めますので順序を逆にして記名押印又は署名としました。

３　前２項の規定に関わらず、代議員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）総会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第８章　運営委員会

（運営委員会の構成）

第２７条　運営委員会は、監事を除く役員をもって構成する。

※中東地区まちづくり協議会は、「運営員会派、役員及び副部会長、自治連合会長、書記をもって構成する。」とありますが、書記は同席しても構成員ではありませんので削除しています。

２　前項の規定にかかわらず、監事は、事業の執行状況を知るために運営委員会に出席して意見を述べることができる。

（運営委員会の審議事項）

第２８条　運営委員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）総会、役員会、部会から提議された事項

（４）重要事項で、総会の開催できる期間のない緊急を要する事項

（５）構成員から提議された事項

（６）その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（運営委員会の開催）

第２９条　運営委員会は、会長が招集する。

２　運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）運営委員の２分の１以上から請求があったとき。

３　会長は、前項第２号の規定による請求があったときは、速やかに運営委員会を招集しなければならない。

４　会長は、必要と認めるときは、運営委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（運営委員会の議長）

第３０条　運営委員会の議長は、会長が務める。

（運営委員会の定足数）

第３１条　運営委員会は、運営委員の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。

（運営委員会の議決）

第３２条　運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。賛否同数の時は議長の決するところによる。

（運営委員会の表決権等）

第３３条　運営委員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。なお、部会長は、副部会長を代理人として運営委員会への出席及び表決を委任することができる。

３　前項の規定によって表決した運営委員は、第３１条（運営委委員会の定足数）、第３２条（運営委員会の議決）、第３４条（総会の議事録）第３号の摘要については、運営委員会に出席したものとみなす。

４　運営委員会の表決において、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の表決に加わることができない。

（運営委員会の議事録）

第３４条　運営委員会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

（１）日時

（２）場所（当該場所に存しない者が出席した場合における当該出席の方法を含む）

（３）委員総数及び出席委員数

（４）審議事項及び議決事項

（５）議事の経過の概要及び議決の結果

（６）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第９章　役員会

（役員会の構成）

第３５条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

２　前項の規定にかかわらず、監事は、事業の執行状況を知るために役員会に出席して意見を述べることができる。

（役員会の協議事項）

第３６条　役員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、運営委員会に報告する。

（１）総会の議決した事項の執行に関する事項のうち、運営委員会を開催できる期間のない緊急を要する事項

（２）重要事項で、総会、運営委員会の開催できる期間のない緊急を要する事項

（３）運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の開催）

第３７条　役員会は、会長が招集する。

２　役員会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）役員の２分の１以上の者から請求があったとき。

３　会長は、前項第２号の規定による請求があったときは、速やかに役員会を招集しなければならない。

４　会長は、必要と認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（役員会の議長）

第３８条　役員会の議長は、会長が務める。

（役員会の定足数）

第３９条　役員会は、役員の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。

※中東地区まちづくり協議会は次のとおりですが、草案は２分の１以上に統一しました。

役員会は、役員の３分の２以上の出席がなければ開催することができない。

（役員会の議決）

第４０条　役員会の議事は、出席役員の過半数で決する。賛否同数のときは、議長の決するところによる。

（役員会の表決権等）

第４１条　役員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定によって表決した役員は、第３９条（役員会の定足数）、第４０条（役員会の議決）、第４２条（役員会の議事録）第３号の摘要については、役員会に出席したものとみなす。

４　役員会の表決において、特別の利害関係を有する役員は、その議事の表決に加わることができない。

（役員会の議事録）

第４２条　役員会の議事録を作成し、次に掲げる事項を記載する。

（１）日時

（２）場所（当該場所に存しない者が出席した場合における当該出席の方法を含む）

（３）役員総数及び出席役員数

（４）協議事項及び決定事項

（５）協議内容の概要及びその結果

第１０章　部会

（部会の設置）

第４３条　協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める活動を行う。

（１）広報部会　広報に関する活動

（２）生活環境部会　子育て・青少年の育成、福祉・健康づくり、環境美化に関する活動

（３）安全・安心部会　地域防災、防犯及び交通安全に関する活動

（４）地域活性化部会　地域の交流・活性化、地域活動の担い手・参加者に関する活動

※草案では、部会は、準備会での３ワーキンググループに広報を加え４部会としています。

２　部会は、前項で定める活動のほか、次の事項を審議議決する。

（１）部会に付託された事項の決定及び実施に関すること

（２）部会の事務に関すること

（３）その他、総会及び運営委員会の議決を要しない業務の遂行に関すること

３　第１項の規定にかかわらず、２部会以上に関わる活動その他必要と認める事項を審議するため、運営委員会の承認を得て専門委員会を置くことができる。専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

（部会長及び副部会長）

第４４条　部会に、部会長１名、副部会長２名以内を置く。

２　部会長及び副部会長は、部会員の中から互選する。

３　部会長は、部会の会務を総理し、会議の議長となる。

４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、前項の職務を代行する。

５　部会長及び副部会長の任期は２年とし、再任を妨げない。

６　部会長及び副部会長は、任期終了後においても、後任者が選任されるまで在任する。

７　欠員により選出された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会の開催）

第４５条　部会は、部会長が招集する。

２　部会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）部会長が必要と認めたとき。

（２）部会員の２分の１以上の者から請求があったとき。

３　部会長は、前項第２号の規定による請求があったときは、速やかに部会を招集しなければならない。

第１１章　資産及び会計

（資産の構成）

第４６条　協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）会費

（２）補助金、交付金等の助成金

（３）寄付金

（４）事業に伴う収益

（５）別に定める資産目録記載の資産

（６）財産から生じる収益

（７）その他の収益

（資産の管理）

第４７条　協議会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

（経費）

第４８条　協議会の運営及び活動に要する経費は、資産をもって充てる。

（会費）

第４９条　会費を徴収する場合は、総会の議決をもって、別に定める。

（事業計画及び予算）

第５０条　協議会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第５１条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算及び事業計画の追加及び更正）

第５２条　議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第５３条　協議会の事業報告書、収支計算書及び財産目録等の決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

※貸借対照表は除きました。

２　決算上余剰金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

※市からの交付金は、事業実施後に余剰金が生じた場合の余剰金部分は返還が必要になります。自主財源分において余剰金を生じたときは、次期会計年度に繰り越すことになります。

（会計年度）

第５４条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

※事業年度、会計年度の用語は、法令により、法人ごとに定められていますが、協議会は法人格のない団体ですので会計年度とします。

（会計監査）

第５５条　監事は、協議会の会計年度が終了したとき又は会計事務が終了したときは、速やかに会計監査を行うものとする。

２　前項に規定する会計監査の結果については、協議会の役員に報告するものとする。

第１２章　事務局

（事務局）

第５６条　協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

２　事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）協議会の運営に関すること。

（２）各部会の総括・調整に関すること。

（３）各種事務手続きその他庶務に関すること。

（４）その他、事務局が行うこととなった事項に関すること。

３　事務局に事務員を置くことができる。

４　事務員は、事務局長の指示のもと事務を遂行する。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

第１３章　情報公開等

（書類及び帳簿の備付け）

第５７条　協議会は、事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を事務所に備え付けることとし、情報の公開を行うものとする。

（個人情報保護の取扱い）

第５８条　協議会が活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努めるとともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り公開できるものとする。

第１４章　雑則

（書類及び帳簿の整備）

第５９条　協議会に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

（１）まちづくり計画の策定に関する文書

（２）規約及び細則に関する文書

（３）総会、運営委員会、役員会の議事に関する文書

（４）役員、代議員等の選任及びその名簿に関する文書

（５）会員名簿及び会費に関する文書

（６）市の補助金、交付金等の助成金に関する文書

（７）予算及び決算並びに事業計画及び事業報告に関する文書

（８）出納に関する帳簿及び証拠書類

（９）資産目録

（１０）その他会長が必要と認めた書類及び帳簿

（文書の保存）

第６０条　会長は、協議会が運営上作成し又は取得した文書、帳簿、図画、写真及び電磁的記録等（以下「文書等」という。）を適正に保存しなければならない。文書等の保存期間は、細則で定める。

（細則への委任）

第６１条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な細則は、運営委員会の議決を経て会長が別に定める。

　　　附　則

※白井市小学校区まちづくり協議会認定申請書に設立年月日を記入する欄があることから認定前に設立している必要があります。

　このため、設立は、設立総会開催日とします。この規約の施行日は、白井市長より認定を受けた日とします。この附則は項建てとします。

（施行期日）

１　この規約は、協議会の成立の日から施行する。

（経過措置）

２　協議会の設立時には、総会出席者を第１８条（総会の構成）に規定する代議員とみなし、議案の議決を行う。ただし、第１８条（総会の構成）の要件を満たす者で止む得ない理由のため総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。また、委任状の提出をもってその者は総会出席者とみなす。

３　協議会の設立初年度の役員、代議員及び副部会長の任期は、第１３条（役員の任期）第１項、第１８条（総会の構成）第３項及び第４４条（部会長及び副部会長）第５項の規定にかかわらず、令和４年度に開催する通常総会までとする。

４　協議会の設立初年度の会計年度は、第５４条（会計年度）の規定にかかわらず、成立の日から令和４年３月３１日までとする。

５　変更の履歴

　令和３年〇月○日　白井市長認定

※白井市より小学校区まちづくり協議会として認定された後、上記を追加します。

※ただし、多くのまちづくり協議会の附則に準じると次の文になります。

設立総会日を施行日及び会計年度の開始日とします。この場合、例えば認定前の収益費用の取り扱いが問題になるかもしれません。

（施行期日）

１　この規約は、令和３年〇月〇日から施行する。

（経過措置）

２　協議会の設立時には、総会出席者を第１８条（総会の構成）に規定する代議員とみなし、議案の議決を行う。ただし、第１８条（総会の構成）の要件を満たす者で止む得ない理由のため総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。また、委任状の提出をもってその者は総会出席者とみなす。

３　協議会の設立初年度の役員、代議員及び副部会長の任期は、第１３条（役員の任期）第１項、第１８条（総会の構成）第３項及び第４４条（部会長及び副部会長）第５項の規定にかかわらず、令和４年度に開催する通常総会までとする。

４　協議会の設立初年度の会計年度は、第５４条（会計年度）の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から令和４年３月３１日までとする。

※あるいは、次でも構いません。

４　協議会の設立初年度の会計年度は、第５４条（会計年度）の規定にかかわらず、令和３年〇月〇日から令和４年３月３１日までとする。

※内日（うつい）地区まちづくり協議会の附則は、略称規定で協議会としながら「まちづくり協議会」と記載していますが、略称規定でまちづくり協議会としたまちづくり協議会の規定から流用したためではないかと思料します。

　中東地区まちづくり協議会の附則は、略称規定が定められているにも関わらず略称を使わず本会としていますが、これも規約に略称規定のないまちづくり協議会の規約から部分的に流用したためではないかと思料します。

* 中東地区まちづくり協議会など他の協議会では、協議会を構成する団体等として別表に示すという形をとっています。団体会員に変更が生じた場合、厳密には規約の改定が生じます。この草案では、別表はありません。

以上/成田